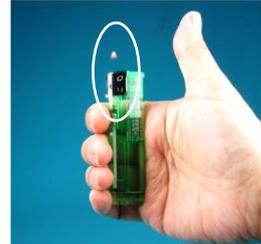


ライターの残り火に注意しましょう

⚠ ライターの「残り火」とは

ライターの「残り火」とは、着火レバーから指を離しても火がついている状態のことです。ライター内部に砂や繊維などの異物が詰まることにより、着火レバーが正常な位置まで戻らず、微量のガスが漏れ、火が残ることが原因とされています。残り火による事故は、特に使い捨てライターで多く発生しています。



ライターの「残り火」のイメージ（消費者庁、独立行政法人国民生活センター資料より）

こんな事故が起きています！

- 使用後のライターを車のドアポケットに入れたところ、周辺部に燃え移り、ドアポケットが焦げ、やけどを負った。
- ライターを使用後、机の上に置いていたところ、ライターとライター周辺を焼損する火災が発生した。

（参考：消費者安全調査委員会資料）

事故を防ぐポイント

- ライター使用後は、残り火がないことを確認しましょう。
ライター内部に詰まった異物により、着火レバーが正常な位置まで戻らず、火が残る場合があります。気付かずに衣類のポケットに入れたり、放置すると、やけどや火災の原因になりますので、使用後は残り火がないことを確認しましょう。

◎詳しい情報はこちら

「ライターは安全に正しく使いましょう！－ライターの注意表示をよく確認し、事故を防ぎましょう－」消費者庁、独立行政法人国民生活センター（平成29年6月1日）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/consumer_safety_release_170601_0001.pdf

「事故に関する情報提供（ライターの残り火）」消費者安全調査委員会（平成29年4月24日）

https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/information/pdf/information_170424_0001.pdf

「ライターによる事故防止について（注意喚起）」独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）（平成22年4月13日）

<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2010fy/100413.html>

◎関連情報

「ライターを安全に使いましょう」東京暮らしWEB（平成29年5月8日）

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/attention/lighter-20170508.html>

問合せ先 生活文化局消費生活部生活安全課
電話 03-5388-3082

その他の危害危険情報はこちら。

東京暮らしWEB



<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/anzen/kigai.html>